

# 産後ケア事業の最近の動向

日本産婦人科医会常務理事  
日本医科大学女性生殖発達病態学大学院教授  
鈴木俊治

ママと赤ちゃんの  
「あったらうれしい！」  
を考えました。

産後ケア  
事業

産後のママが少しでも  
安心できるように。  
赤ちゃんとの暮らしに  
自信がもてるように。  
ママと赤ちゃんにとって  
「うれしいこと」を  
かたちにするのが、  
「産後ケア事業」です。  
自治体の相談窓口に  
お気軽にお問合せ下さい。

こどもまんなか  
こども家庭庁

産前・産後サポート事業ガイドライン  
産後ケア事業ガイドライン

令和7年3月

対象:

出産後1年以内の女子であって産後ケアを必要とする者と  
自宅において養育が可能である者

令和5年6月、「産後ケア事業は、育児不安や心身に不調がある場合だけ  
でなく、支援を必要とする女性は誰でも受けられるユニバーサルサービス」  
として利用が促されるべきであることが各自治体に通知された

# 産後ケア事業について

## 産後ケア事業（母子保健法第17条の2）とは

市町村が、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

### これまでの経緯

		実施状況
H26年度	・予算事業として創設（※平成26年度はモデル事業）	2000 1600 1200 800 400 0
H28年度	・平成28年度事例集を作成	29 392 R1 R2 R3 R4 R5
H29年度	・ガイドラインを作成	6.1% 10.9%
R1年度	・母子保健法の改正により、産後ケア事業を法定化（R3.4施行）	25 20 15 10 5 0
R2年度	・ガイドラインを改定	
R3年度	・ <u>産後ケア事業の実施が、市町村の努力義務に（R1改正母子保健法の施行）</u> ・産後ケア事業として行われる資産の譲渡等について、消費税を非課税に	
R4年度	・ <u>住民税非課税世帯に対する利用料減免加算</u> （基準額：1回あたり5,000円）等を創設 ・産後ケア事業の体制整備のための事例集を作成	
R5年度	・ <u>ユニバーサルな事業であることを明確化（対象者を「産後ケア事業を必要とする者」に見直し）</u> ・ <u>すべての世帯に対する利用料減免加算</u> （基準額：1回あたり2,500円）や、都道府県の広域調整に関する補助事業を創設 ・「こども未来戦略」において、産後ケア事業の実施体制強化が盛り込まれる	
R6年度	・ <u>支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算を創設</u> ・国立成育医療研究センターにおいて、産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす事業を創設 ・ <u>産後ケア事業を「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けるため、子ども・子育て支援法を改正（R7.4施行）</u> ・ガイドラインを改定（ケアの内容の充実、安全に関する内容の追加等）	
R7年度	・ <u>「地域子ども・子育て支援事業」として、都道府県負担の導入</u> (補助割合が国1/2・都道府県1/4・市町村1/4に ※R6以前：国1/2・市町村1/2) ・兄姉や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算等を創設	

令和5年3月30日付事務連絡

「産婦健康診査・産後ケア事業の体制整備のための情報提供について」

都道府県による支援の必要性等の周知

令和5年6月30日付事務連絡

「産後ケア事業の更なる推進について」

希望する全ての方が産前・産後ケアを利用できるよう、産前・産後ケアの体制の充実(ユニバーサルサービスとして助成回数・助成額の緩和など)

令和5年9月14日付事務連絡

「里帰り出産をする妊産婦への支援について」

里帰り予定の妊婦に対し、里帰り先で妊婦健康診査や**産後ケア事業等の母子保健サービスを受けた際の償還払いの手続き等**、里帰り出産をする際に必要な情報の提供

令和7年3月21日付事務連絡

「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について」

令和7年3月21日付事務連絡

「産後ケア事業における安全管理の推進について」

事故発生時の報告および重大事故の再発防止・発生予防について



出産後の女性をサポートする横浜市の「産後ケア事業」を委託されていた施設で、一昨年、乳児が死亡する事件があり、両親が市などを相手に計約890万円の損害賠償を求めて横浜地裁に提訴した。同事業は全市の市区町村で急拡大しているが、子どもの安全管理は現場任せになっているのが現状だ。同事業に関する死亡事案が司法の前に載かれたのは初めて。28日から始まる裁判では、小さな命を守る責任の所在が争点になりそうだ。(神谷円香)

乳児の両親が横浜市など提訴

子を「預かる」勧められ

政府指針 記述乏しく

治政が利害闘争、母子へ

政治が利害闘争、母子へ

## 「安全管理 おろそかだつた」

# 「産後ケア」死亡の責任どこに

事務連絡  
令和5年1月19日

公益社団法人 日本産科婦人科学会 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について（依頼）

平素から、母子保健行政に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「産後ケア事業における安全管理の推進について（依頼）」（令和4年11月21日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）により、産後ケア事業の委託を受けた事業者におかれましては、重大な事案等の発生時における市町村（特別区を含む。以下同じ。）から都道府県を経由した報告に関して、市町村の体制整備に協力いただくよう依頼したところです。

今般、別添3のとおり、都道府県及び市町村に対し、重大な事案等の発生時において、報告様式（別添1）を活用の上、報告の流れ（別添2）に沿って報告いただくよう依頼しましたので、産後ケア事業を受託している事業者におかれましては、その内容について御確認の上、市町村における適切な報告体制の確保に協力いただきますよう、貴会会員への周知をお願いします。

生後2か月の乳児：母親の就寝中、助産師が目を離した約20分の間（別の部屋で子どもの面倒を見ていた）に心肺停止

【別添1】

## 産後ケア事業 事案等発生時報告様式

第 報

死亡事案  重症・重傷（治療を30日以上を要する）事案

その他（ ）

報告年月日 年 月 日

\*は差施がある場合に記入してください。  
水色のセルはフルダクションより選択してください。

施設情報	施設名	施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)				
	施設所在地	代表責任者				
産後ケア事業管理者	利用者の総定員(産婦)		名			
	実施事業形態 (該当するものすべてに✓)		短期入所(ショートステイ)型 <input type="checkbox"/> 通所(デイサービス)型 <input type="checkbox"/> 居宅訪問(アットリーチ)型 <input type="checkbox"/>			
*直近の指導監査	年 月 日	緊急対応マニュアル等 の有無				
利用者居住市町村名	他受託市町村名					
	母の年齢	歳	こどもの月齢	か月 日	こどもの性別	多胎児の場合✓
利用開始月日	月	日	利用予定期間	泊 日	利用形態	
事案発生時	年 月 日	時 分	受傷、発症または 死亡した者			(その他の場合)
事案発生の経緯 ※別途任意様式での作成も可	(利用開始時からの健康状態、母子同意の有無を含む事案発生時の状況、事案発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、第2報以降で追加等すること)					
事案発生時の職員体制	産後ケア事業従事職員数		名	うち助産師・看護師・保健師	名	
事案発生時該当者以外の利用者の人数	産婦	名、	児	名、	その他 ( )	名
施設で講じた 再発防止策 ※別途任意様式での 作成も可						
病状・死因 等 (既往歴)	【診断名】		(発傷の場合)受傷部位			
	【病状】 (症状の程度)					
	【既往症】		事案の転帰			
特記事項						
市町村の対応等	事案把握日時	年 月 日	時	緊急対応マニュアル等の有無		
都道府県の対応等	当該施設の 事業継続状況				(休止の場合)期間	
	講じた再発防止策					
	都道府県としての 対応					

令和7年度予算 子ども・子育て支援交付金 66.5億円（一）

※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施（令和6年度予算額：60.5億円）【平成26年度創設】

## 事業の目的

- 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※ 「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

## 事業の概要

## ◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

## ◆ 内容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

## ◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 . . . 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
- (2) 「デイサービス型」 . . . 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 . . . 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

## ◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

※都道府県負担の導入（R6以前は、国1／2、市町村1／2）

【補助単価】

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円  
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算（R4～） 1施設あたり年額 2,943,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄姉や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】  
1施設当たり月額 174,200円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算【拡充】  
1施設当たり月額 244,600円

## 事業の実績



※実施自治体数は変更交付決定ベース

※産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計/分娩件数

(本日のメニュー)

支援を必要としているすべての母子に  
個々のニーズにあった産後ケア(事業)が行き届くために、

- 産科診療所における産後ケア事業の現状と課題(木村)
- 産婦が必要とする産後ケア(事業)に関する調査結果(星)
- 産婦のニーズに合った産後ケア提供のための対策案  
:宿泊型産婦ケア事業を推進するために必要なこと(福嶋)

忌憚のないご意見を宜しくお願ひ申し上げます